

「風の人」準備号3 (97年10月5日)

////////////////////////////////////

無罪を勝ち取ります 共に浮かぶ会の皆様へ

97年9月14日 城崎 勉

会の発足をとても喜ばしく、かつ力強く思いながら、なんら、それに呼応するアピールを出すなどしてこなかったこと、すべてを会の人々まかせにしてしまったことを、まずお詫びします。

アピール文のタイトル「(私の)無実を確信する!」には本当に力強い支援を得た思いで一杯です。

弁護士との意思疎通がうまくいかなかった、まあ仕方ないや、とあきらめてしまいがちになります。長い外国暮らし、意思疎通がうまくいかないことがあたりまえだったのではないか、いや、その昔、国内の弁護士と違ってうまくいかなかったし、「同士」と呼び合う人々と違ってソゴ、ズレがあたりまえだったんじゃないか...などと。弁護士が無実でない側にたっていることに、いらだちを覚えつつも、しょうがないとしてしまいがちになってしまいます。

アピール文は、そういう私自身の在り方を叱咤激励してくれました。

先日、弁護士面会があり、「前のレポート(裁判資料に関する私の意見レポート)は良かった。新たにまたドーンと入れるから...」と言っていましたが、会の皆様の力強い励ましに応えるためにも、もうすぐ入るであろう新たな資料と取り組んでいくつもりです。

ところで会のアピール文、すごく感動しましたし、当然ながらこれが主ですが、同時に苦笑も禁じ得ませんでした(これが従であることは言うまでもないこと)。なんで苦笑したのかというと、幾つかのミス、誤解について書くと以下になります。

a カトマンズで捕まったのは昨年の8月ではなく9月です。より正確には、捕まったのが9・19で、米当局(FBI)に引き渡されたのが9・22。そのまま強制連行され、米本土に着いたのが23日の午前0時過ぎでした。

b 裁判を重ねてきているのは連邦地裁ですが抑留されているのはヴァージニア州のアーリントン郡拘置所です。多くの地裁は拘置所と併設されているのですが、連邦地裁の場合、それがなく、[ワシントン]DC内や周辺拘置所に拘置され、裁判日に出頭となっています。

c これはどうでもいいことですが、残刑は4年半でした。

d これも別に問題とは言えないでしょうが、私は、どこへ行くのかも定かでなかった上に、当時、痔の手術からあまり日が経っておらず、足手まといになるかも、という不安も抱いたままでした。つまり、「世界の人々と...武装した解放闘争に参加...」という意識性はすごく希薄でした。それでも、獄中にいることよりも、とにかく「外」へ出て自分のできる範囲で貢献することが自分に荷されたこと、という考えから行きました。

e 「当時、『世界党-世界赤軍』...」という文には笑ってしまいました。私は赤軍派のメンバーとして、そういう言葉を口にしたこともあります。実は私自身そんなことをまったく信じてはいませんでした。私が赤軍派に入ったのは、「日本国内で本気で武装闘争を考え模索している唯一の党派」と

捉えたからであって、「世界党-世界赤軍」はもちろんのこと、じつに多くの点での違いを認識していました。国際根拠地論に魅かれる人もいましたが、私は国内のゲリラ闘争派(?)でした。

このことを論じようとすると、かなりの紙数が必要なのでしょうが、ごく簡単に書くと、以下です。

その昔、ヴェトナム戦争が激しく闘われていた頃、日本からの代表団———ということは共産党(系)か社会党(系)ですが———が、〈いろいろな物資が不足してお困りでしょう。出来る限りのことはしますから、何を送ればいいのか教えてください。〉といった趣旨の申し出をしました。これに対して、ホーチミン大統領は、〈私たちの国は貧しい上に、長期の戦争、更には空爆などで思うような生産活動も出来ません。したがっていろいろな物資が不足しているのは事実です。しかし、私たちにとって最大の支援は、あれこれの物資を送ってもらうことよりも、あなた方が日本国内で、アメリカによる侵略戦争を。その侵略に加担している日本の政府の姿勢を、やめさせるよう闘うことです〉といった内容の応答をしたそうです。私は、そのホーおじさんの言葉の中に、自らの本来の使命が実に明瞭に示されているとすごく大きな感動をおぼえたものでした。(ちなみに、最初にこうしたことをはじめて見聞したとき、私はまったく勝手に、その発言は解放戦線の代表の発言と思い込んでいました。北はスターリニスト官僚の国といったような考えがあったからです。)

上述したように、党派性として、世界党だとか国際根拠地だとかを口にすることはしましたが、そうするときには、我ながら無責任なことを言っているな(!)という思いでした。

小国ヴェトナムの人々が物資の不足などの困難にうちかってアメリカの侵略戦争と闘っているのですから、われわれがさまざまな困難を克服しつつ、国内でゲリラ戦を展開-拡大していくのはごくあたりまえの使命だと考えていたのですから。

f 人民民主主義路線を鮮明にした5・30声明とは 77 年のそれだと思えます。したがって、ダッカ闘争はその年に遂行されたということになります。

g 裁判所も政府の一部だといってしまうればそれまでですが、通訳を派遣したのは裁判所です。(この通訳女史は、少なくとも表向きは、政府=検察・FBI に対して、強い敵意を表すことがあります。ダソク。)

h 「司法取引」に関連してですが、「司法取引」とは日本でいうなら、損害賠償などした上で深く反省をいたしております、情状酌量のほどを...と言うようなもの。米国の場合は、積極的に検察・警察側に協力して、大幅減刑を策すということもめずらしくはないそうです。

私の場合は、国(検察)側が、87 年 6 月のローマ事件だの、88 年のニューデリーのシティバンク爆破事件だのといったのを、あるインフォーマーのデタラメ証言だけを頼りに、追起訴する態勢を示したのですが、その時期に、弁護士が突然、司法取引を持ち出してきました。弁護士だけでなく、いろんなところから、それに同意せよという圧力がありました。もし、あの圧力がながされていたなら、マドリッド事件(どうも二度も米国大使館にロケット攻撃があったらしい)やら、なにかわけのわからない事件をすべて背負わされるところでした。刑を軽くするどころかものすごく重いものに、他方、国・FBI の方は幾つもの未解決事件を一挙に「解決」して、軽い気持になれるという図式だったようです。

最後に、裁判資料は、検察側の論理が幾つもの点で成り立たないことをはっきりと示しています。弁護士は基本的にそれを認めながらも、更なる資料検討の中で、弁護士にも無実を確信させら

れるよう働きかけていくつもりです。

そのためにも、会の皆様の力強いご支援は本当にありがたいものがあります。それに応えるべく、頑張ります。会の皆様やK弁護士との連携を密にして無罪をかちとります。

P.S.1 2ヶ月余りの公判延期は、本当に、「天が与えてくれたものかもしれない」という思いです。すごく共感・共鳴する言葉です。

P.S.2 パラドックスなのかもしれませんが、国内の革命運動論者にしても、やむをえない国外暮らしの中で義勇兵活動やさまざまな人民支援活動は、これまた当然と考えております。 城崎 生